松戸市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市(以下「市」という。)を契約の当事者とする契約締結手続のうち 電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により講ずべき 措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第10 2号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書(変更契約及び仮契約を含む。)をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス 電子契約に係る事務等を役務として提供する事業者(以下「サービス提供事業者」という。)が市及び契約の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名 鍵による電子署名を行う事業者署名型(立会人型)電子契約サービスをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証文字列をいう。
- (7) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明 をいう。
- (8) アップロード 電子契約書等の電磁的記録を電子契約サービスに送信する行為をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより契約の成立等について書面でこれを行うべきとされている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約の運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、契約課長をもってこれに充てる。

- 2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理

(4) その他電子契約サービスの運用及び管理のために必要な事項

(担当者の設置)

第5条 所属長は、自所属内に担当者を置き、電子契約サービスを利用した契約事務を行わせる ことができるものとする。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントの設定及び組織改編等に伴うアカウントの変更は、運用管理者が行う。

- 2 アカウントの使用は、所属長が行う。
- 3 パスワードの管理、設定及び変更は、所属長が行う。
- 4 所属長は、その管理の下、第5条の規定により設置した担当者にアカウント及びパスワード を使用させるものとする。
- 5 所属長は、パスワードを業務に従事しない者に知られることのないよう厳重に管理しなけれ ばならない。

(電子契約の利用)

第7条 市は、執行する契約案件について電子契約サービスの利用を可能とするときは、当該契約の相手方の選定又は変更契約の手続き開始に際し、電子契約サービスの利用が可能であることを明らかにするものとする。

- 2 電子契約サービスの利用を希望する者は、市が指定する期日までに電子契約利用申出書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により電子契約利用申出書が提出された場合であっても、市は電子契約サービスの障害、通信障害によるネットワーク障害、その他市が必要と認めるときは、電子契約を中止し紙契約に変更することができる。この場合に紙の契約書を作成することにより生じる費用は契約の相手方で負担するものとする。

(電子契約書のアップロード)

第8条 所属長又は担当者は、次の手順で電子契約書のアップロードを実施する。

- (1) 所属の電子メールアドレス及びパスワードにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) 契約書、図面、設計書、仕様書その他必要書類一式を PDF データ形式で電子契約サービスに アップロードする。なお、松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号)第141条第2項に 規定する工事費等内訳明細書、工程表については契約書に定めるところにより、別途、契約の相手方から提出を受けるものとする。
- (3) PDF データの書類情報及び契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行う。

(電子契約書の送信に用いる情報)

第9条 電子契約サービスに利用する契約の相手方の氏名及びメールアドレス等は、第7条第2項の規定により提出された電子契約利用申出書(様式第1号)により確認するものとする。

2 所属長又は担当者のメールアドレスは、第6条の規定により付与されたアカウントに設定されたものを用いるものとする。

(契約内容の確認・承認)

第 10 条 契約の相手方は、電子契約サービスから送信された電子メールに記載された方法に従い、アップロードされた電子契約書の内容に誤り等がないことを確認し、契約内容に同意の上、承認するものとする。ただし、アップロードされた電子契約書に誤り等がある場合は、承認せずに、速やかに所属長又は担当者に連絡するものとする。

- 2 所属長又は担当者は、前項ただし書きの規定により契約の相手方から連絡を受けたときは、直ちに電子契約書の中身を確認し、修正の要否を判断しなければならない。
- 3 所属長又は担当者は、前項に規定する確認の結果、修正の必要がないと判断した場合にはその旨を契約の相手方に通知し、電子契約サービス上での承認手続きを依頼するものとする。
- 4 所属長又は担当者は、第2項に規定する確認の結果、修正の必要があると判断した場合には、 送信した電子契約書を取り消したうえで電子契約書の中身を修正し、第8条及び第9条の規定 による電子契約手続を改めて行うものとする。

(契約締結日)

第 11 条 前条の承認において電子契約書に付与されたタイムスタンプの日付にかかわらず、電子契約書に記載した契約日を契約締結日とし、当該契約締結日から契約の効力が生ずるものとする。

(電子契約書の保存)

第12条 電子契約書の原本は、電子契約サービス上に保管される電子契約書とする。

2 所属長又は担当者及び契約の相手方は、契約締結後、電子契約サービスから送信される契約締結完了メールに添付された電子契約書の PDF データファイルを適切に保管するものとする。

(契約内容の訂正)

第 13 条 所属長又は担当者は、契約内容の訂正(誤字又は語句の訂正等)が生じた場合は、訂正等の内容を記載した覚書(様式第2号)を電子契約サービスにアップロードし、第8条から第 10条の規定による電子契約手続を行うものとする。なお、訂正前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。

(変更契約)

第 14 条 所属長又は担当者は、変更契約が生じた場合は、第 7 条から第 10 条の規定による電子契約手続を行うものとする。なお、変更前の契約書は、電子契約によるものにあっては電子契約サービス上に保管を継続し、電子契約によらないものにあっては別の方法により保管を継続するものとする。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原契約の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続するものとする。

(議会の議決を必要とする契約)

第 15 条 所属長又は担当者は、松戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年松戸市条例第8号)の規定に基づき議会の議決を必要とする契約について、議会の議決を得たときは、松戸市財務規則第141条第4項の規定による通知及び本契約締結に係る電子契約書を電子契約サービスにアップロードし、第8条から第10条の規定による電子契約手続を行うものとする。

(契約の解約又は契約の解除)

第 16 条 所属長は、契約の解約又は契約の解除となった場合は、電子契約サービスとは別の方法により履歴を管理する。なお、解約前又は解除前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。

附則

この要領は、令和7年11月1日から施行し、同日以降に発注する案件から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住所又は所在地 商号又は名称 代表者職制氏名

電子契約利用申出書

以下の契約について、松戸市電子契約実施要領の内容を理解したうえで電子契約サービス を利用した電子契約の締結を希望します。

なお、電子契約締結及び締結後の契約関係書類提出に利用するメールアドレスは次のとおりです。

案件番号	松契一般第	号	
契約件名			

※案件番号が設定されていない案件については、番号欄は空欄で提出すること。

【確認者1:契約責任者(必須)】

役職	氏	名	
メールアドレス			

【確認者2:事務担当者(任意)】

※必要に応じて設定すること(確認者1と同一のメールアドレスは不可)。

役職	氏	名	
メールアドレス			

【留意事項】

- ※確認者は、原則として2名までとするが、確認者が3名以上必要な場合は、適宜表を追加すること。
- ※確認者1 (契約責任者) は、代表者又は社内規定等により契約締結権限を持つ者とする。 確認者2 (事務担当者) は、契約事務を担当する者とする。
- ※確認者 2 (事務担当者)→確認者 1 (契約責任者)の順に電子契約サービスから契約書の 内容確認依頼のメールが届き、確認者 1 (契約責任者)が契約内容を承認することで、契 約書の内容に同意したものとする。
- ※メールアドレスが1つしか無い場合は、契約責任者の欄に記入し、事務担当者の欄は空欄

(単体企業用)

で提出すること。

- ※本書は電子入札システムにより提出すること(押印不要。Word、またはWordをPDF形式へエクスポート(変換)したファイルで提出するものとし、紙媒体をスキャンして作成したPDFファイルは不可とする)。ただし、松戸市が認めた場合に限り、電子メール、FAX、その他松戸市が指定した方式で提出することができる。なお、電子入札システムにより提出する場合には、入札参加資格審査申請書兼誓約書等とあわせて提出すること。
- ※本書の提出後、松戸市がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、紙契約への変更はできないので注意すること。
- ※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の 規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互 に承諾するものとする。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施 することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書 面を交付することとする。
 - ①電磁的措置の種類 コンピュータ・ネットワーク利用の措置
 - ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当 事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子 署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等
- ※本書により知り得たメールアドレス等の情報は、上記契約に係る電子契約サービス利用及び契約締結後の契約関係書類の送受信に利用する目的以外には使用しない。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 松戸市長

<代表構成員> 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職制氏名

<構成員1> 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職制氏名

<構成員2> 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職制氏名

電子契約利用申出書

以下の契約について、松戸市電子契約実施要領の内容を理解したうえで電子契約サービス を利用した電子契約の締結を希望します。

なお、電子契約締結及び締結後の契約関係書類提出に利用するメールアドレスは次のとおりです。

案件番号	松契一般第	号	
契約件名			

※案件番号が設定されていない案件については、番号欄は空欄で提出すること。

代表構成員

【確認者1:契約責任者(必須)】

※他の確認者と同一のメールアドレスは不可。

役職	氏	名	
メールアドレス			

【確認者2:事務担当者(任意)】

※必要に応じて設定すること(他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可)。

(特定建設工事共同企業体用)

役職	氏	名	
メールアドレス			

構成員(1)

【確認者3:契約責任者(必須)】

※他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可。

役職	氏	名	
メールアドレス			

【確認者4:事務担当者(任意)】

※必要に応じて設定すること(他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可)。

役職	氏	名	
メールアドレス			

構成員(2)

【確認者5:契約責任者(必須)】

※他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可。

役職	氏	名	
メールアドレス			

【確認者6:事務担当者(任意)】

※必要に応じて設定すること(他の確認者と同一のメールアドレスは設定不可)。

役職	氏	名	
メールアドレス			

- ※構成員ごとの確認者は原則として2名までとするが、確認者が3名以上必要な場合は、適 宜表を追加すること。
- ※確認者1 (契約責任者) は、代表者又は社内規定等により契約締結権限を持つ者とする。 確認者2 (事務担当者) は、契約事務を担当する者とする。

確認者3以降についても、契約責任者及び事務担当者の定義は同様とする。

- ※代表構成員については、確認者2→確認者1の順に電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者1が契約内容を承認することで、契約書の内容に同意したものとする。代表構成員の同意後、構成員の確認者4→確認者3、確認者6→確認者5の順にメールが届くので、同様に契約内容に同意すること。
- ※メールアドレスが1つしか無い場合は、契約責任者の欄に記入し、事務担当者の欄は空欄で提出すること。
- ※本書は電子入札システムにより提出すること(押印不要。Word、またはWordをPDF形式へエ

(特定建設工事共同企業体用)

クスポート(変換)したファイルで提出するものとし、紙媒体をスキャンして作成したPDFファイルは不可とする)。ただし、松戸市が認めた場合に限り、電子メール、FAX、その他松戸市が指定した方式で提出することができる。なお、電子入札システムにより提出する場合には、入札参加資格審査申請書兼誓約書等とあわせて提出すること。

- ※本書の提出後、松戸市がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、紙契約への変更はできないので注意すること。
- ※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の 規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互 に承諾するものとする。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施 することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書 面を交付することとする。
 - ①電磁的措置の種類 コンピュータ・ネットワーク利用の措置
 - ②電磁的措置の内容,ファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて,送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし,契約当 事者が同意することにより,電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子 署名を付加し,電子メール,サーバー上からダウンロード等により記録する方法等
- ※本書により知り得たメールアドレス等の情報は、上記契約に係る電子契約サービス利用及 び契約締結後の契約関係書類の送受信に利用する目的以外には使用しない。

覚 書

発注者:松戸市と受注者:○○株式会社とは、令和○○年○○月○○日に締結した「(工事名又は業務名)」(以下、「契約書」という。)の契約に関し、下記のとおり内容の訂正等があったことを確認し訂正等に合意した。

記

.

.

•

•

本覚書を取り交わしたことを証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者および受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

受注者 住 所

氏 名